# 落札者決定基準

大阪市会事務局における 議員在席表示及び会議開催表示システム サービス提供業務委託 長期継続

令和6年5月

大阪市会事務局

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する一般競争入札方式(総合評価落札方式)を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において 設置する総合評価一般競争入札事業者評価会議において、学識経験を有する者(以下「評価委員」 という。)の意見を聴くものとする。

#### (1) 提案内容の評価

落札者決定基準(別紙)「大阪市会事務局における議員在席表示及び会議開催表示システム サービス提供業務委託 長期継続」提案書評価表に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」 を与える。

#### (2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」 という。)を与える。

### (3)総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点(以下「総合評価点」という。)が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、1対1とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

総合評価点 (480 点満点) = 技術評価点 (240 点満点) + 価格評価点 (240 点満点)

## (4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、 小数点以下2桁目で四捨五入する。

- (5)「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応
  - ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合 「技術評価点」が高い者を落札者とする。
  - イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合 「技術評価点」のうち、評価項目(小項目)『システム構成』『使用性要件』『セキュリティ要件』の合計点が最も高い者を落札者とする。
  - ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目(小項目)『システム構成』『使用性要件』『セキュリティ要件』の合計点」が同じ場合 「入札金額」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を 定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、 配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、提案内容を確認する必要がある場合は、 別途ヒアリングを実施する。

## (1) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本市で想定していたレベルの提案であれば「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。なお、各評価項目(小項目)において「0点」評価がある事業者は採用しない。

また、評価項目の重要度に応じて、それぞれ $1\sim4$ 点の項目加重点を評価項目ごとに設定しており、特に本市が重要と考える評価項目(小項目)である『システム構成』『使用性要件』『セキュリティ要件』においては、項目加重点を6点としている。評価点数で判定する各評価項目の項目評価点の計算は、次の式にて行う。

各評価項目の項目評価点 = 評価点数 × 項目加重点

#### (2) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。なお、技術評価点が5割(120点)未満である事業者は採用しない。また、技術評価点が5割以上の場合であっても、本市が重要と考える評価項目(小項目)『システム構成』『使用性要件』『セキュリティ要件』において、1項目でも項目評価点が5割(15点)未満である事業者は採用しない。

技術評価点 = 各評価項目の項目評価点の合計

### (3) 提案書の不評価について

提案書の総ページ数が 100 ページを超えた場合、また提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、提案書の評価を行わない。

### 3 入札価格の評価

価格評価点は次のとおり算定する。

価格評価点 = 240 点 × (1 - (入札金額 ÷ 入札予定価格))

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者としない。(提案内容の評価は行わない。)

#### 4 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 評価委員もしくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと